

令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

(法務省 3－(13))

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (II-8-(1))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるオウム真理教（以下「団体」という。）に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況^{*2}を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・団体は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の死刑執行後も、麻原を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持している。そのため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）^{*3}の規定に基づき団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに、地域住民の不安感を解消することを目標とした。 ・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題等、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を関係機関に提供する必要がある。については、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）^{*4}等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献することを目標とした。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*5} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条 ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条 ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るために基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13}

	<p>○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14}</p> <p>○第204回国会における内閣総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）^{*15}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会、令和2年12月22日一部改定）^{*16}</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）^{*17}</p> <p>○サイバーセキュリティ2020（令和2年7月21日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*18}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*19}</p> <p>○2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）^{*20}</p>
政策評価実施予定期	令和4年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）					
		3年度					
1 団体の活動状況及び危険性の解明	—	—	団体施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては、団体の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで、測定指標として、「団体の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には、立入検査の実施回数、施設数、動員した公安調査官数、立入検査等により判明した事項等から、団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。							
施策の進捗状況（実績）							
2年度							
観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。							
参考指標	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
立入検査の実施回数等	実施回数	27	29	29	19	22	
	施設数	27	30	71	28	23	
	動員数	523	572	1,050	424	279	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値				
		基準年度	3 年度			
2 地域住民との意見交換会の実施回数	38. 4	—	38. 4回以上実施			
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>団体施設の周辺に居住する地域住民との意見交換会を実施することは、団体規制法に基づく調査の一環として、地域住民から団体に関する情報提供を受けることで、団体の活動状況を明らかにし、団体に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から団体の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、団体の危険性に対する理解促進を図り、地域住民の不安感の解消に資すると考えられる。そこで、測定指標として「地域住民との意見交換会の実施回数」を設定し、過去5年の実施回数を考慮した38.4回以上実施することを目標とした。</p> <p>なお、実施回数は、団体の活動状況等により変動し、実施回数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年の実施回数の平均値を考慮して設定した。</p>						
施策の進捗状況（実績）						
2 年度						
<p>地域住民との意見交換会の実施により、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で地域住民との意見交換会の実施が困難な状況にあったことから、目標とした実施回数を大きく下回る結果となったが、現地局・事務所において、必要に応じ、地域住民の代表者と意見交換を行い、その中で団体の現状等を説明することで、地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資した。</p>						
過去の実績	実施回数	年度ごとの実績値				
		28年度	29年度	30年度	元年度	
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	41	51	53	36	11	
	45	46.8	47.2	45.4	38.4	

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）			
		基準年度	令和3年度		
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	—	—	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。		

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々の情報ニーズに応じた情報を関係機関及び国民に対し提供することが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、関係機関及び国民に対し提供することを目標とした。

なお、当庁ホームページへのアクセス件数は、当庁が提供する情報に対する国民の関心度を測るために指標として有効であり、国民に対する情報提供の実績を評価する際の参考となることから、同アクセス件数を参考指標とした。

施策の進捗状況（実績）

2年度

収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

ホームページへのアクセス数について、令和2年度のフロントページのアクセス数が前年度に比べて減少しているが、これは平成30年度の麻原に対する死刑執行後に一時的に増加したアクセス数が例年ベースに戻る途上であることに加え、近年当庁がオウム真理教や国際テロに関する動画等のコンテンツをSNSで発信しており、SNSに掲載したリンクからフロントページを介さずにサブページのコンテンツに直接アクセスするケースが増加していることが理由であると考えられる。これらコンテンツに対するアクセス数は維持されていることから、フロントページへのアクセス数の減少を踏まえても、適切な情報提供を実施しているものと認識している。

参考指標	年度ごとの実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
ホームページへのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	408,252	541,809	634,675	527,868
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	2,889,929	4,789,488	5,731,614	5,709,705

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (昭和27年度)	466百万円 (451百万円)	610百万円 (585百万円)	817百万円 (725百万円)	483 百万円	—
達成手段の概要等					令和3年行政事業 レビュー事業番号
破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団					0036

体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
②いわゆるオウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	13百万円 (13百万円)	22百万円 (21百万円)	31百万円 (20百万円)	25 百万円	—
達成手段の概要等					令和3年行政事業 レビュー事業番号
団体規制法に基づき、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、団体に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。					0037

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	710百万円 (670百万円)	274百万円 (274百万円)	66百万円 (55百万円)	36 百万円	—
達成手段の概要等					令和3年行政事業 レビュー事業番号
・当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。 ・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化・合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。					0038

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額
	30年度	元年度	2年度	
	2,746百万円 (2,692百万円)	2,521百万円 (2,488百万円)	2,586百万円 (2,472百万円)	

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況

を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*2 「団体の活動状況」

3 「内外情勢の回顧と展望」 (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照

*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をわなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・2－（2）－① 対外人情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接

かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・ III－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のＩＴ国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）－② 日本版N C F T A²¹の創設

・ III－2 G 8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG 8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）－② 在外公館における警察アタッシェ²²、防衛駐在官等の体制強化

（5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）－① 國際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

（6）－③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

（7）－① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

（8）－① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

（8）－② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・ III－7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

（1）－③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

（1）－⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

（1）－⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営

（1）－⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・ シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといつても過言ではない。

- ・ 政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向か、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

- ・ 近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、ISILが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。
- ・ 我が国では、来年5月の伊勢志摩サミットのほか、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。
- ・ 政府は、（中略）「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「第204回国会における内閣総理大臣施政方針演説」（令和3年1月18日）

（我が国防衛と経済安全保障）

厳しさを増す安全保障環境の中で、我が国の領土、領海、領空、そして国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、最も重い使命です。ミサイルの脅威に対応するため、イージス・システム搭載艦を整備するとともに、抑止力の強化について、引き続き、政府内で検討を行います。

経済安全保障の確保に、政府一丸となって取り組みます。安全保障上重要な防衛施設や国境離島を含め、国土の不適切な所有、利用を防ぐための新法を制定します。

*16 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（令和2年12月22日セキュリティ幹事会）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関等との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、また、外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し、大会の安全に関する情報を一元的に集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を隨時提供するほか、大会期間中、情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター」と緊密に連携する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空海港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

(6) テロリストに武器等を入手させないための取組の強化

放射性物質の売買等、関連情報の収集を強化する。

(7) サイバーセキュリティ対策の強化

国内外の悪意ある者によるサイバー攻撃等、深刻化する脅威に対応するためのサイバー空間における情報収集・分析を強化するとともに、サイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としての「サイバーセキュリティ対処調整センター」について、その運用改善を図るなど、大会運営に影響を及ぼすおそれのある事案の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な検知・対処のために必要となる体制の強化を図り、併せて「セキュリティ調整センター」等危機管理担当部署との連携を確保する。さらに、関係省庁・機関においてサイバーセキュリティ対策に従事する人材の育成を推進する。

*17 「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(6) 経済安全保障の確保

安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる中、国際連携の充実も図りつつ、経済安全保障の取組を強化・推進する。このため、経済安全保障に係る戦略的な方向性として、基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同志国との協力の拡大・深化を図りつつ、我が国の自律性の確保・優位性の獲得を実現することとし、こうした観点から重要技術を特定し、保全・育成する取組を強化するとともに、基幹的な産業を強靭化するため、今後、その具体化と施策の実施を進める。

以下の緊急を要する課題については、順次、対応方針を固め、既存事業との整理等を行いつつ、必要な取組を進める。

経済安全保障の強化推進のため、シンクタンク機能も活用しながら、先端的な重要技術について実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出するとともに、重要な技術情報の保全と共有・活用を図る仕組みを検討・整備する。

外為法上の投資審査・事後モニタリングについて、関係府省庁の連携強化を進めつつ、執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方に係る検討を行う。既存の国際輸出管理レジームを補完する新たな安全保障貿易管理の枠組みの早期の実現を目指す。外為法上のいわゆる「みなし輸出」の管理強化について、2022年度までに実施する。留学生・研究者等の受け入れの審査強化に資する体制整備等を推進する。大学・研究機関・企業等における機微技術流出防止のための内部管理体制の強化を図る。特許の公開制度について、各国の特許制度の在り方も念頭に置いた上で、イノベーションの促進と両

立させつつ、安全保障の観点から非公開化を行うための所要の措置を講ずるべく検討を進める。競争的研究費申請時に外国資金等の受入れ等の開示を求めるなど、研究インテグリティに資する必要な取組を進める。

基幹的なインフラ産業について、経済安全保障の観点も踏まえつつ、インフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保するため、機器・システムの利用や業務提携・委託等を通じたリスクへ対処するための所要の措置を講ずるべく検討を進める。

我が国のサプライチェーンを強靭化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。

重要土地等調査法の執行体制を早期に整備し、同法施行後、速やかかつ着実に土地等利用状況調査等を進める。

我が国の経済安全保障の強化推進のための先端的な重要技術に係る研究開発力を強化するとともに、サプライチェーン上の重要技術・物資の生産・供給能力など戦略的な産業基盤を国内に確保するため、主要国の動向も念頭に、中長期的な資金拠出等を確保する枠組みも含めた支援の在り方を検討し、早期の構築を目指す。経済安全保障の取組を関係府省庁が一層連携して実施していく観点から、推進体制を整備するとともに、関係府省庁における体制を強化する。インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析・集約・共有等に必要な体制を整備する。

これらの経済安全保障の取組について、今後、施策を推進していく上で必要となる制度整備を含めた措置を講ずるべく検討を進める。

また、我が国が抱える複雑化したリスクに対応するため、経済社会情勢の動向を注視しつつ、引き続き、これらの脆弱性等を点検・把握し、必要な対策を講ずる取組を継続・深化していく。

(10) 安全で安心な暮らしの実現

良好な治安確保のため、関係府省庁間で必要に応じ連携し、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策等を着実に進めるとともに、金融業界の検査・監督体制等の強化や共同システムの実用化の検討・実施を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組む。

再犯防止対策について、保護司等の民間協力者と協働した満期釈放者対策等や性犯罪に係る支援事業を充実させる。国内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実・強化を図るほか、司法分野におけるデジタル化を推進する。インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害への対策を充実・強化する。

「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等施策を推進する。京都コングレスの成果を展開するなど、「司法外交」を外交一元化の下推進するとともに、国際法務人材育成を進める。

安全・安心な消費者取引の環境整備のため、デジタル広告における表示の適正化等の消費者被害防止の強化やデジタル・プラットフォーム事業者における自主的な取組の促進等を進める。また、相談体制や被害救済手続の整備を図るとともに、消費者志向経営や食品ロス削減等を推進する。

*18 「サイバーセキュリティ2020」（令和2年7月21日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

2.5 2020年東京大会とその後を見据えた取組

(2) 未来につながる成果の継承

(イ) 法務省（公安調査庁）において、東京2020大会等を見据えたサイバー攻撃対策の推進に向けて、人的情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについては、東京2020大会以降の我が国持続的なサイバーセキュリティの強化のため、庁内での周知及び活用を引き続き推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) 国家の強靭性の確保

(シ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる情勢も踏まえ、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪

用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を推進する。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

- (イ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー関連調査の推進に向け、人的情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。
- (カ) 法務省（公安調査庁）において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を推進する。
- (サ) 法務省（公安調査庁）において、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を引き続き強化する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に隨時提供する。

*20 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）

刻々と変化する様々な脅威への対処と大阪・関西万博の円滑な運営との調和を図り、全ての関係者、来場者及び国民が安心して楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の実現に向けた政府を挙げての総合的な取組を進めるほか、セキュリティの確保に係する機関が緊密に連携し、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む会場及び会場周辺の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、大阪・関西万博開催におけるリスクを明確にした上で、関係府省庁、博覧会協会、大阪府・大阪市の緊密な連携の下、必要な対策を実施していく。

*21 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*22 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員